

令和3年度入学生の教員免許状の取得に係る経過措置

〔令和4年3月28日
教務委員会決定〕

(趣旨)

第1 この経過措置は、鹿屋体育大学体育学部の教育課程及び履修方法等に関する規程の一部を改正する規程（令和4年3月28日規程第8号）（以下、「履修規程」という。）附則第2号に基づき、令和3年度入学生に係る教員免許状の取得について定める。

(教員免許状の取得に係る経過措置)

第2 令和3年度入学生の教員免許状の取得については、履修規程第28条の規定に関わらず、次のとおりとする。

- (1) 教員免許状を取得する者は、教科及び教科の指導法に関する科目（別表第1）、教育の基礎的理義に関する科目等（別表第2）及び大学が独自に設定する科目（別表第3）並びに教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）（以下、「教免法施行規則」という。）第66条の6の規定に基づき本学が開講する「日本国憲法」、「体育学概論」、「総合英語I～VIIから1科目」及び「情報処理A、B、Cから1科目」を修得するものとする。
- (2) 前号により卒業までに教員免許状取得に必要な所要単位を取得できなかった者は、前号に規定する科目のうち、取得した単位を履修規程第28条の単位として読み替えたうえで、必要な単位を追加修得することにより、教員免許状取得の要件を満たすものとする。

(その他)

第3 令和3年度入学生の教員免許状の取得に係る履修方法等については、この経過措置のほか、「体育学部履修要項」によるものとする。

附 則

この経過措置は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

教科及び教科の指導法に関する科目及び修得単位数

教免法施行規則に定める科目区分等 科目区分及び各科目に含 めることが必要な事項	最低修得単位数	科目区分	左記に対応する本学の開講授業科目
教科に 関する 専門的 的事項	1	専修科目	競技スポーツ論・実習（陸上競技 水泳 体操競技 バレーボール バスケットボール サッカー テニス 海洋スポーツ 自転車競技 野球） 専修武道論・実習（柔道 剣道）
		関連実技科目	陸上・体操・水泳 サッカー ラグビー バスケットボール テニス バレーボール バドミントン 卓球 ソフトボール ゴルフ 柔道 剣道 なぎなた 相撲 弓道 ダンス エアロビックダンス 野外活動 アウトドアスポーツ実習（夏季） アウトドアスポーツ実習（冬季） 海洋スポーツ ジョギング&ウォーキング 生涯スポーツ・レクリエーション&ゲームズ 体力トレーニング（下欄2参照）
	1	基礎科目 A	スポーツ社会学 スポーツマネジメント概論 スポーツ心理学 体育・スポーツ史（下欄3参照） 生涯スポーツ学概論
		基礎科目 B	○運動学概論 コーチ学概論 スポーツメンタルトレーニング論 武道学概論 スポーツと法
		応用科目	スポーツ政策論 応用スポーツ心理学 スポーツマーケティング論 武道文化論 武道史 スポーツ戦術実践論 スポーツ産業論 スポーツ調査論 スポーツビジネス論
		ゼミナール	ゼミナールⅡ、Ⅲ
		専攻科目	生涯スポーツ学総論
		指導実習科目	生涯スポーツ指導実習
	1	社会・文化・自然科目	身体科学論
		基礎科目 A	○運動生理学 解剖生理学 スポーツ栄養学 バイオメカニクス スポーツ医学
		基礎科目 B	トレーニング科学概論
		応用科目	運動処方論 コンディショニング論・実習 身体発育発達・老化論 運動生化学 ヘルスプロモーション論・実習
		実験演習科目	体育学実験 I、II
衛生学・公衆衛生学	1	基礎科目 A	○衛生学・公衆衛生学
学校保健（小児保 健、精神保健、学 校安全及び救急処 置を含む。）	1	基礎科目 A	健康教育学
		基礎科目 B	○救急処置論・実習 ○学校保健
		応用科目	アスレチックトレーナー論
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8 (4)	教職関連科目	保健体育科教育法I 保健体育科教育法II 保健体育科教育法III 保健体育科教育法IV
計	28 (24) 以上		

(履修方法等)

- 1 ○は、必ず修得しなければならない授業科目（一般的包括的内容を含む科目）を示す。
- 2 『体育実技』の単位は、関連実技科目のなかで一般的包括的内容を含む科目に設定されている下記①～③の 科目について次のとおり修得するものとする。
 - ① 「陸上・体操・水泳」「ダンス」は必ず修得するものとする。
 - ② 「バスケットボール」「サッカー」「バレーボール」「テニス」「卓球」「バドミントン」「ソフトボール」のうちから 1 科目以上修得するものとする。
 - ③ 「柔道」「剣道」のうちから 1 科目以上修得するものとする。
- 3 『体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史』の単位は、「スポーツ社会学」「スポーツマネジメント概論」「スポーツ心理学」及び「体育・スポーツ史」のうちから 1 科目以上修得するものとする。
- 4 () は、高等学校教諭一種免許状を受ける場合の最低修得単位数を示す。

別表第2(第2条関係)
教育の基礎的理解に関する科目等及び修得単位数

教免法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学の開講授業科目等				
科目	各科目に含める必要事項	最低修得単位数	授業科目	単位	開設年次		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	学校と教育の歴史	2	3		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教師論	2	1		
	教育に関する社会的、制度的または経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育法・教育行政	2	3		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2	2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	1	2		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	1	3		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10 (8)	道徳の理論と指導法	2	2		
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間の指導法	1	2		
	特別活動の指導法		特別活動論	1	2		
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		ア又はイ のいずれかを履修すること	ア	教育方法・技術	2	2
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		イ	教育の方法と技術 教育とICT活用	1	2	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		生徒・進路指導論	1	2		
教育実践に関する科目	教育実習	5 (3)	教育実習I 教育実習II	5 4	4 4		
	教職実践演習	2	教職実践演習(中・高)	2	4		
		27 (23)					
(履修方法等)							
1 ()は、高等学校教諭一種免許状を取得する場合の最低修得単位数を示す。							
2 「道徳の理論と指導法」については、高等学校教諭一種免許状を取得する場合においては修得を要しない。							
3 教育実習については、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状を取得する場合は「教育実習I」を、高等学校教諭一種免許状のみを取得する場合は「教育実習II」を修得しなければならない。							

別表第3(第2条関係)

大学が独自に設定する科目及び修得単位数

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の開講授業科目等	
教免法施行規則に定める科目区分	最低修得単位数	授業科目	単位数
大学が独自に設定する科目	中 4 高 1 2	ボランティア活動 ※介護等体験 ※※道徳の理論と指導法 総合演習A 総合演習B	1 1 2 2 2
(履修方法等)			
1 ※の科目は、中学校教諭一種免許状の取得において必修とする。 2 ※※の科目は、高等学校教諭一種免許状を取得する場合において、大学が独自に設定する科目的単位とする。 3 「教科及び教科の指導法に関する科目」または「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を超えて修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位とする。			